

## 東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助金交付要綱

	13環車指第 78号
	平成13年9月19日
改正	13環車指第246号
	平成14年3月20日
改正	14環車指第187号
	平成14年8月14日
改正	16環車規第 58号
	平成16年4月 9日
改正	18環車規第 95号
	平成18年4月 1日
改正	19環車規第290号
	平成19年4月 1日
改正	20環車規第 59号
	平成20年4月 1日
改正	21環車規第 47号
	平成21年4月16日
改正	22環車規第 5号
	平成22年4月 1日
改正	23環車規第 11号
	平成23年4月 1日
改正	24環車規第 32号
	平成24年4月25日
改正	24環車規第341号
	平成24年10月1日
改正	25環車規第 85号
	平成25年5月17日
改正	26環改車第 94号
	平成26年5月 8日
改正	27環改車第 92号
	平成27年4月24日
改正	28環改車第 47号
	平成28年4月25日
改正	29環改車第 31号
	平成29年4月14日
改正	30環改車第 59号
	平成30年4月26日
改正	31環改車第 96号
	令和 元年5月 9日
改正	31環改車第474号
	令和2年1月16日
改正	2環改車第99号
	令和2年4月30日
改正	2環改車第524号
	令和3年3月29日

(目的)

第1 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第34条第1項の規定による低公害・低燃費車の普及促進を図るため、民営バス事業者が行う低公害・低燃費車の購入に必要な経費について、その一部を低公害・低燃費車導入促進補助金（以下「補助金」という。）として民営バス事業者に交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者等)

第2 補助対象事業、補助対象者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表によるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、国への補助金交付申請書類一式（写し）及び交付決定通知（写し）を添付する場合は、(3)については省略することができる。

- (1) 前事業年度の全事業に係る損益計算書及び貸借対照表
- (2) 主な事業の内容が記載された資料
- (3) 車両購入契約書又は見積書
- (4) その他参考となる書類

(補助金の交付決定及び通知)

第4 知事は、第3第1項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第5 申請者は、第4第2項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付決定額の変更を必要とするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第6 知事は、第5の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、補助金交付決定額変更通知書（別記第4号様式）により、第5の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7 申請者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助金に係る実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、国からの補助がある場合で、国への実績報告書類一式（写し）を添付したときは(1)から(3)までは省略することができる。

- (1) 契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 購入車両の車検証の写し
- (4) その他参考となる書類

#### （補助金の額の確定）

第8 知事は、第7の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金額確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （補助金の交付及び請求）

第9 補助金の交付は、第8による補助金の額の確定後とする。

2 申請者は、補助金の交付を受けるため、第8による補助金の額の確定通知書を受けた後、速やかに請求書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

#### （決定の取消等）

第10 この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 予定の期間内に事業を着手せず、又は完了しないとき。
- (5) 補助事業の前提となる国の補助事業の内容に変更のあったとき。
- (6) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (7) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、申請者が第1項第1号、第2号、第6号又は、第7号に該当した場合、申請者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

#### （財産処分の制限）

第11 申請者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 申請者は、知事の承認を受けないで、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

3 申請者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

4 知事は、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第9号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた者は、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成29年10月4日付29財主財第138号）第3 1に該当する場合を除き、第3 2により算出した補助金相当額を都に納付するものとする。

（帳簿の保存）

第12 申請者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存するものとする。

（その他）

第13 要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年9月19日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月20日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月14日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月9日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月21日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月15日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(別表)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
<p>優良ハイブリッドバスの導入事業</p> <p>※1</p>	<p>1 バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者（東京都交通局長を除く。））</p> <p>2 次に掲げる団体は、補助の対象としない。</p> <p>(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年度東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。）</p> <p>(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。</p> <p>※2</p>	<p>優良ハイブリッドバスの車両本体価格とこれと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合するバスの車両本体価格との差額。</p> <p>ただし、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税及び地方消費税については補助対象としない。</p> <p>※3</p>	<p>1 台当たりの補助金の額は、補助対象経費から国負担分を除いた額の1/2とする。</p> <p>ただし、2,500千円を補助限度額とする。</p> <p>※4・5</p>

※1 補助対象となるバスは「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和3年3月31日付国自技環第202号、国自旅第497号及び国自貨第130号）」（国土交通省所管）に定める優良ハイブリッドバスの定義を踏まえたもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、当該バスの新車新規登録をした東京都内に使用の本拠を置く車両とする。

※2 自動車リース事業者がこの要綱に係る補助金の交付を申請する場合は、使用者が「補助対象者」欄の規定に該当する場合のみ補助対象者とし、補助対象者は自動車の所有者である自動車リース事業者とする。

※3 同種の最新の排出ガス規制に適合するバスの車両本体価格は、「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和3年3月31日付国自技環第206号、国自旅第498号、国自貨第131号）」（国土交通省所管）に定める通常車両価格とする。

※4 国負担分とは、「自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和3年3月31日付国自技環第202号、国自旅第497号及び国自貨第130号）」（国土交通省所管）の別表の事業Ⅲを利用した場合の国の補助金相当額をいう。

※5 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。